―小さくてもキラリと光る上板町―

第3次

上板町総合計画

後期計画

令和4年3月

上板町

目　次

第１編　総　論 1

第１章　はじめに 2

１　計画策定の目的 2
２　計画の位置づけと役割 3
３　計画の構成と期間 4

第２章　基本構想の概要 5

１　まちづくりの理念と 2040 年の将来像 5
２　まちづくりのキャッチフレーズ 6
３　計画の体系 7

第３章　町民ニーズと時代の流れ 8

１　町民ニーズ 9
２　時代の流れ 14

第２編　後期基本計画 19

序章　後期５年間の目標と重点プロジェクト 20

第１章　町を担う人財が育つまちづくり 24

１－１　幼児教育・家庭教育の充実 24
１－２　学校教育の充実 26
１－３　青少年健全育成・生涯学習の充実 28
１－４　人権教育・啓発の充実 30
１－５　文化・スポーツの振興 32

第２章　笑顔あふれるまちづくり 34

２－１　地域福祉の充実 34
２－２　保健・医療体制の充実 36
２－３　子育て支援の充実 38
２－４　高齢者福祉の充実 40
２－５　障がい者福祉の充実 42
２－６　社会保障制度の運営 44

第３章　地域産業が根付くまちづくり..... 46
３－１　農林業の振興..... 46
３－２　商工業の振興..... 50
３－３　観光・交流の振興..... 52
第４章　住み続けたくなるまちづくり..... 54
４－１　定住環境の整備..... 54
４－２　自然との共生..... 58
４－３　防災対策の充実..... 60
４－４　交通安全・防犯対策の充実..... 62
第５章　協働によるまちづくり..... 64
５－１　協働の推進..... 64
５－２　効率的な行財政..... 66

第１編　総　論

第１章　はじめに

１　計画策定の目的

わたしたちの町・上板町では、吉野川と阿讃山脈に囲まれた豊かな自然や四季折々の風景、多様な農産物を生産する農業、阿波藍や阿波和三盆糖などの伝統文化をはじめ、本町ならではの特性・資源を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、平成 28 年度に、基本構想（平成 29 年度～令和８年度）と前期基本計画（平成 29 年度～令和３年度）からなる第３次上板町総合計画を策定し、『まちに藍・ひとに愛・助け合いのまち　上板』というまちづくりのキャッチフレーズのもと、様々な取組を進めてきました。

しかし、この間、「平成」の時代から「令和」の時代へと移っていく中で、全国的な少子高齢化・人口減少の一層の進行、大規模な自然災害の発生をはじめ、社会・経済情勢は大きく変化してきています。

また、町内においては、快適・安全・安心な生活環境の整備や健康・福祉のまちづくりを重視する傾向が強まっています。

こうした社会・経済情勢の変化や町民ニーズに的確に対応しながら、さらに住みよい魅力あふれる上板町をつくっていくため、この度、10 年間のまちづくりの構想における後期５年間の指針とすべく、改めて基本構想（平成 29 年度～令和８年度）を整理したうえで、『小さくてもキラリと光る上板町』という目標を新たに掲げた後期基本計画（令和４年度～令和８年度）を作成し、ここに第３次上板町総合計画（後期計画）を策定します。

2　計画の位置づけと役割

本計画は、平成 28 年度に策定した基本構想・前期基本計画を踏まえ、以下のような位置づけと役割を持つ計画として策定しました。

計画の位置づけ

上板町の「最上位計画」

本町が策定・推進する各種計画のうち、最も上位に位置する「最上位計画」であり、町が行うあらゆる活動の基本となるものです。

計画の役割

町民みんなのまちづくりの共通目標

町民にとっては、これからのまちづくりの方向性や必要な取組を行政と共有し、まちづくりに積極的に参画・協働していくための共通目標となるものです。

町行政の総合的な経営指針

町行政にとっては、さらに住みよい魅力あふれる上板町をつくり上げ、持続的に発展させていくための総合的な経営指針となるものです。

町の主張・魅力発信

国や徳島県、周辺自治体に対しては、必要な施策や事業を実施するための町の主張を示すものであるとともに、全国に向けて町の魅力を積極的に発信していくものです。

３　計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」と「後期基本計画」で構成しています。それぞれの構成と期間は、以下のとおりです。

基本構想

基本構想は、時代潮流や本町の特性、町民意識等を勘案し、まちづくりの理念や町の将来像を示したうえで、まちづくりの目標、施策体系などを明らかにしたものです。

令和 29 年度から令和８年度までの 10 年間が計画期間です。

後期基本計画

後期基本計画は、基本構想に基づき、また、前期基本計画の達成状況や町民ニーズ、新たな時代の流れなどを踏まえ、今後取り組む施策の方針や数値目標等を示したものです。

計画期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

計画の期間

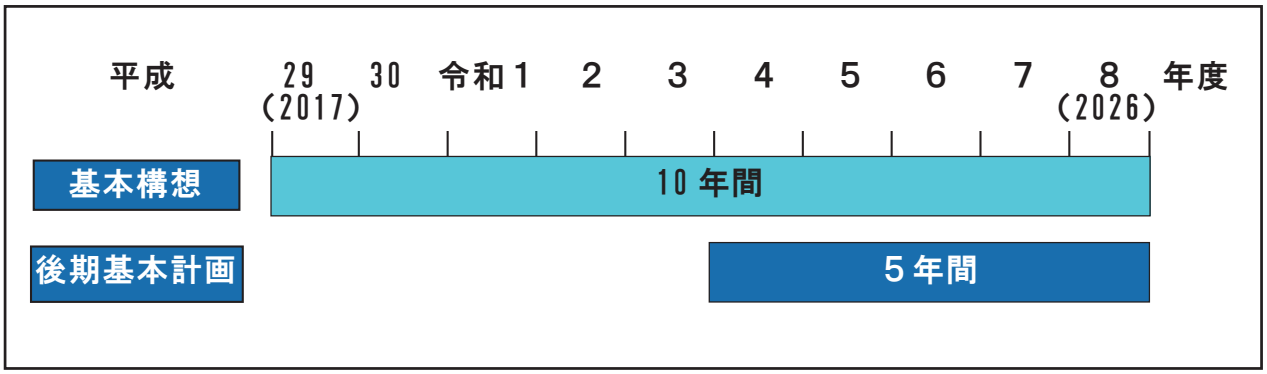

第２章　基本構想の概要

１　まちづくりの理念と 2040 年の将来像

まちづくりの理念

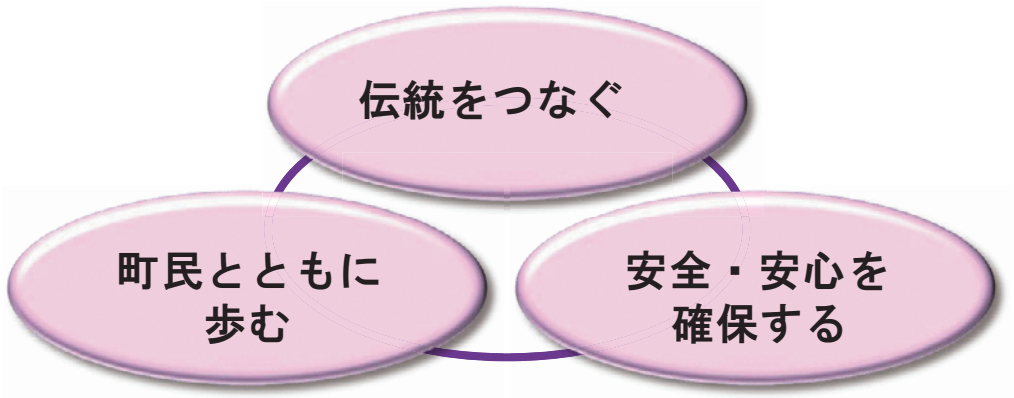

2040 年の将来像

1. 「子どもから大人まで学び、ふれ合い、活躍するまち」となっています。
2. 「相互扶助の意識が高揚し、助け合うまち」となっています。
3. 「地域産業が活性化し、人が集まるまち」となっています。
4. 「子どもたちが健やかに育つ、誰もが住み続けたいまち」となっています。
5. 「行財政改革が進み、健全財政のまち」となっています。

２　まちづくりのキャッチフレーズ

まちづくりのキャッチフレーズ
（2040 年の将来像の実現に向けた長期的な目標）

まちに藍・ひとに愛・助け合いのまち　上板

◆**『まちに藍』**は、阿波「藍」を代表として、阿波和三盆糖の生産等の伝統産業、四国別格二十霊場第一番「大山寺」や四国八十八箇所霊場第六番札所「安楽寺」をはじめとした文化遺産等、本町が誇る豊かな歴史・文化を観光や地場産業の振興、地域の活性化等に活用していくことを展望しています。

◆**『ひとに愛』**は、町民主体のまちづくりが求められている現代において、地域を支える「ひと」が育ち、活躍することが不可欠であることから、“上板ならではの教育”を充実し、地域を支える人財の育成からまちづくりの様々な取組へと展開することにより、まさに「教育のまち」としてまちづくりに取り組んでいくことを展望しています。

◆**『助け合いのまち』**は、様々な分野で自助・共助・相互扶助が重要であることを町民が自覚し、「自分たちの町は自分たちで守り、育てる」という意識を持って、町民一人ひとりが自立しながら支え合い・助け合いにより、福祉や自主防災など様々な分野で地域コミュニティを大切にするまちの未来を展望しています。

◆このような考えのもと、本町では、様々な「あい」を大切に、まちづくりに取り組んでいくこととします。

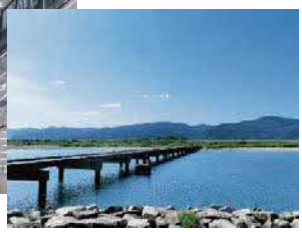

3　計画の体系

基本目標	施　策
基本目標１ 町を担う人財が育つ まちづくり （教育・文化分野）	1　幼児教育・家庭教育の充実 2　学校教育の充実 3　青少年健全育成・生涯学習の充実 4　人権教育・啓発の充実 5　文化・スポーツの振興
基本目標２ 笑顔あふれる まちづくり （保健・医療・福祉分野）	1　地域福祉の充実 2　保健・医療体制の充実 3　子育て支援の充実 4　高齢者福祉の充実 5　障がい者福祉の充実 6　社会保障制度の運営
基本目標３ 地域産業が根付く まちづくり （産業分野）	1　農林業の振興 2　商工業の振興 3　観光・交流の振興
基本目標４ 住み続けたくなる まちづくり （環境・安全分野）	1　定住環境の整備 2　自然との共生 3　防災対策の充実 4　交通安全対策・防犯対策の充実
基本目標５ 協働による まちづくり （協働・行財政分野）	1　協働の推進 2　効率的な行財政

第３章　町民ニーズと時代の流れ

本計画における後期基本計画の策定・推進にあたっては、基本構想に基づくこと、前期基本計画の達成状況を踏まえることはもちろんのこと、直近の町民ニーズと時代の流れを十分に踏まえ、新たな視点を取り入れていくことが必要です。

後期基本計画において踏まえるべき町民ニーズと代表的な時代の流れをまとめると、以下のとおりです。

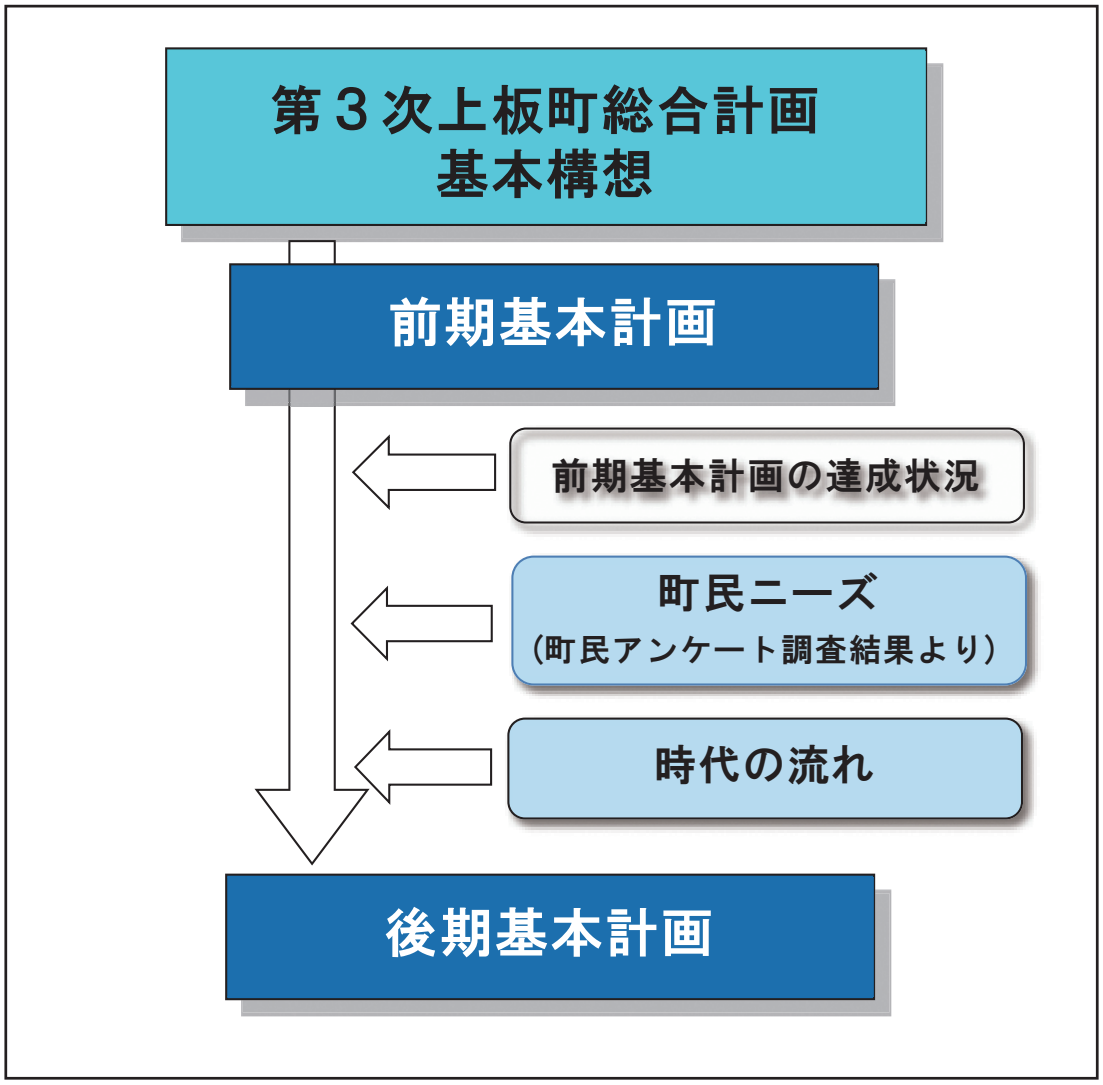

1　町民ニーズ

本町では、本計画の策定にあたって、町民ニーズの反映を重視し、令和３年７月に、町民アンケート調査（18 歳以上の町民 1,500 人を対象に郵送による配布･回収により実施。有効回収数 459 人、有効回収率 30.6%）を行いました。

その結果の中から、代表的な設問結果を抜粋すると、以下のとおりです。

①　町への愛着と今後の定住意向

- **「愛着を感じている」という人が 71.0%、“住み続けたい”という人が 76.3%で、愛着度・定住意向ともに強い。**
- **前回のアンケート結果と比べると、愛着度は変わらないが、定住意向はやや弱まっている。**

町に愛着を感じているかどうかについて、「はい」と答えた人が 71.0%と７割以上にのぼり、町への愛着度は高いといえます。また、「これからもずっと住み続けたい」と「当分は住み続けたい」をあわせた“住み続けたい”という人は 76.3%と８割弱にのぼり、今後の定住意向も強くなっています。

前回（平成 27 年度）のアンケート結果（「愛着を感じている」が 70.2%、“住み続けたい”が 81.7%）と比べると、愛着度はほとんど変わりませんが、定住意向はやや弱まっています。

町への愛着

（単位：%）

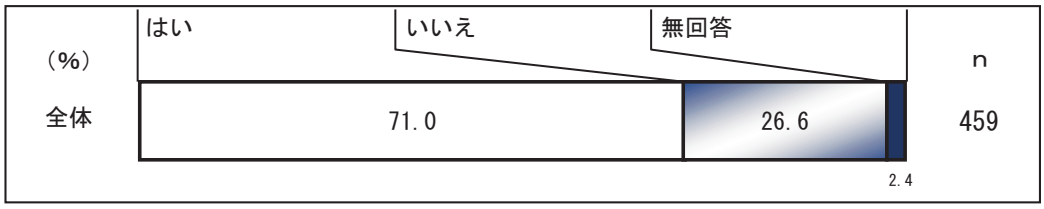

今後の定住意向

（単位：%）

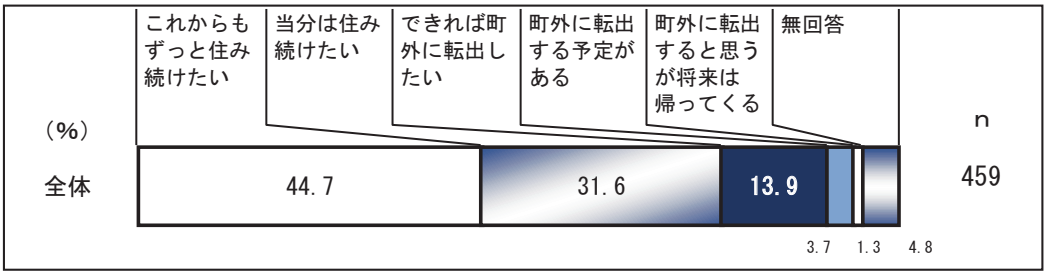

②　町の各環境に関する満足度と重要度

- **満足度が最も高いのは「上水道の整備」で、次いで「幼稚園の教育環境」、「自然環境の保全」。満足度が最も低いのは「路線バスの便数と路線網の充実」で、次いで「公民館や図書館など学習施設」、「町内の道路整備」。**
- **重要度が最も高いのは「夜間・休日などの救急医療」で、次いで「日用品などの買物する場の充実」、「ごみの収集処理・リサイクル」、「日常的な医療の体制」、「防犯体制の充実」。**
- **前回のアンケート結果と比べると、満足度は、ほとんどの項目で上昇しており、重要度は、生活環境分野と保健・医療・福祉分野、道路・交通分野で上昇している。**

満足度が最も高いのは「上水道の整備」で、次いで「幼稚園の教育環境」、「自然環境の保全」、「消防・防災体制の充実」、「小・中学校の教育環境」などの順となっています。

一方、満足度が最も低いのは「路線バスの便数と路線網の充実」で、次いで「公民館や図書館など学習施設」、「町内の道路整備」、「夜間・休日などの救急医療」、「スポーツ・レクリエーション施設」などの順となっています。

全体的にみると、生活環境分野や保健・医療・福祉分野の満足度が高く、道路・交通分野や産業分野、生涯学習・スポーツ施設や救急医療に関する満足度が低くなっています。

前回のアンケート結果と比較すると、ほとんどの項目（40項目のうち38項目）の満足度が上昇しています。

また、今後の重要度については、最も高いのは「夜間・休日などの救急医療」で、次いで「日用品などの買物する場の充実」、「ごみの収集処理・リサイクル」、「日常的な医療の体制」、「防犯体制の充実」、「町民の健康を支える保健活動」、「高齢者への福祉・支援」、「河川・用水の整備」、「小・中学校の教育環境」、「消防・防災体制の充実」などの順となっています。

これら上位10項目をみると、５項目が生活環境分野、４項目が保健・医療・福祉分野、１項目が教育・文化・地域分野の項目で、快適・安全・安心な生活環境の整備と健康・福祉のまちづくりが重視されていることがうかがえます。

前回のアンケート結果と比較すると、生活環境分野と保健・医療・福祉分野、道路・交通分野の重要度が上昇しています。

町の各環境に関する満足度

（単位：評価点）

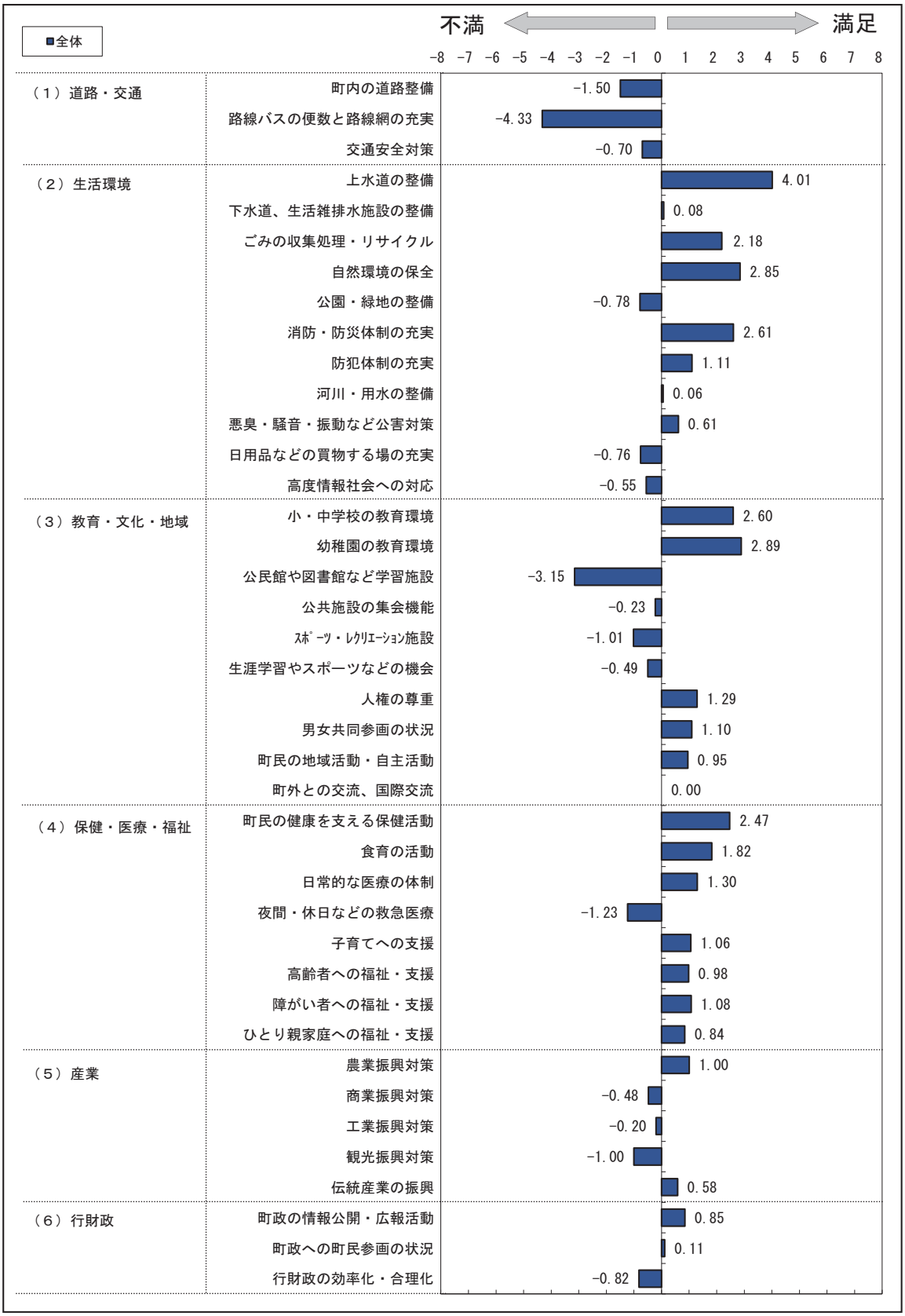

町の各環境に関する重要度

（単位：評価点）

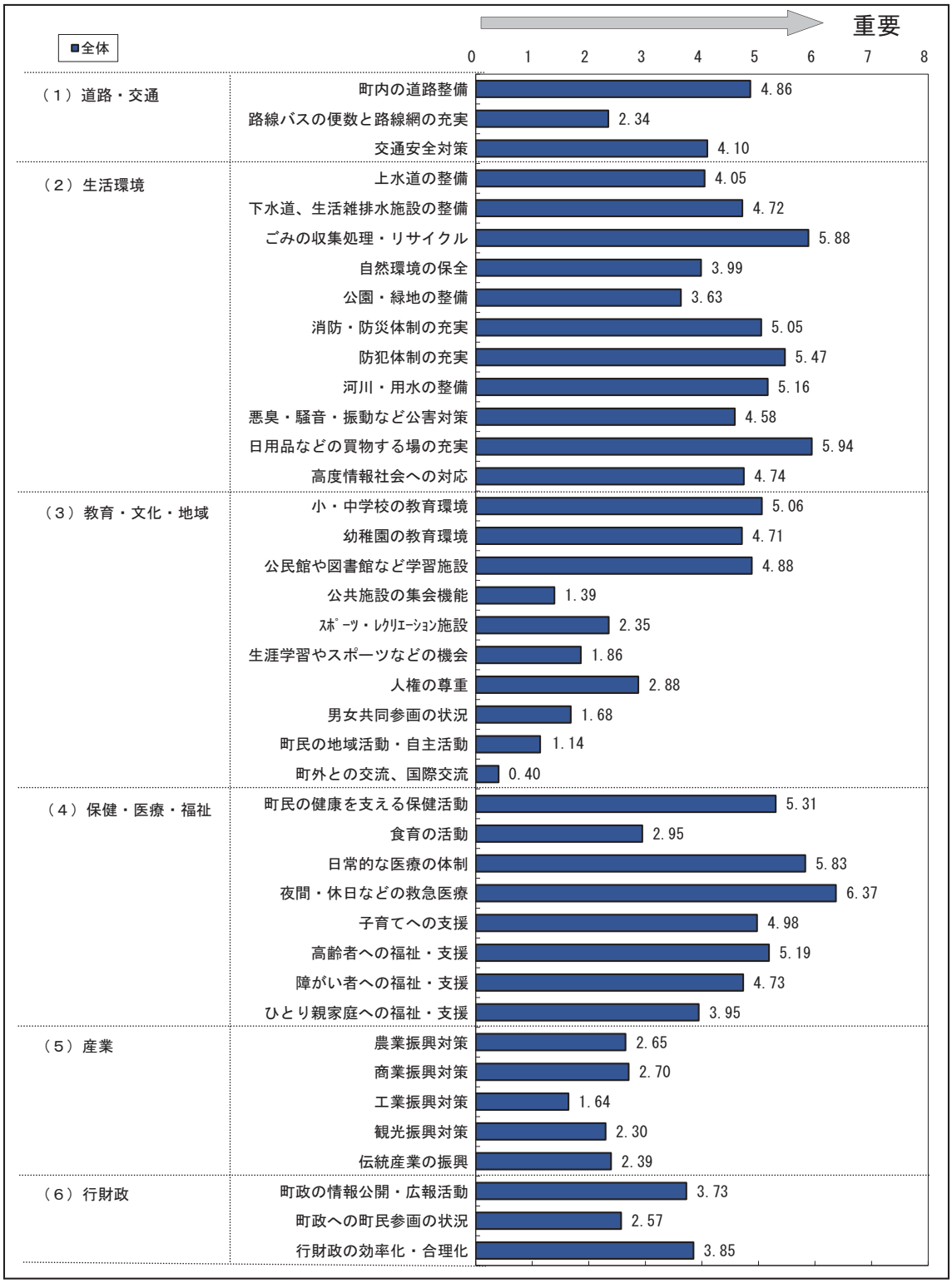

③　人口減少の抑制と活力ある地域社会のための施策

- **「産業を振興し雇用を拡大させる取組」と「子育て支援や結婚・出産等実現による自然増」が取り組むべき２大施策。**
- **前回のアンケート結果と比べると、ほとんど変わらず、これらが引き続き重視されていることがうかがえる。**

人口減少を抑制し、活力ある地域社会を構築するために取り組むべき施策については、「産業を振興し雇用を拡大させる取組」が第１位、次いで「子育て支援や結婚・出産等実現による自然増」が第２位で、これらは他を大きく引き離して２大施策となっており、産業の振興と雇用の場の確保、結婚・出産・子育ての支援が強く求められています。

前回のアンケート結果と比較すると、上位回答は内容・順位ともにほぼ同様で、これらが引き続き重視されていることがうかがえます。

人口減少の抑制と活力ある地域社会のための施策（複数回答）

（単位：％）

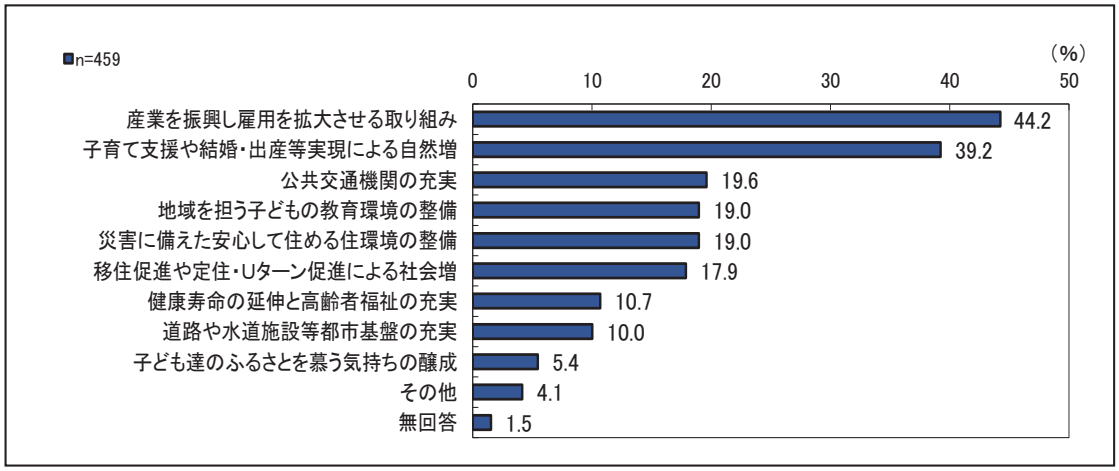

2　時代の流れ

基本構想・前期基本計画を策定してからおよそ５年が経過しましたが、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化してきています。今後のまちづくりにおいて踏まえるべき代表的な時代の流れをまとめると、以下のとおりです。

1　少子高齢化・人口減少の急速な進行

わが国では、出生数が年々減少し、少子化がさらに深刻化しつつあるとともに、高齢化も急速に進み、すでに超高齢社会が到来しています。また、少子化に伴い人口減少も加速してきており、人口減少の克服・地方創生※1が大きな課題となっています。

このため、本町においても、切れ目のない子育て支援の推進や超高齢社会に即した環境づくり、移住・定住の支援をはじめ、町一体となった少子高齢化対策・人口減少対策を進めていくことが必要です。

2　支え合う社会づくりの重要性の高まり

核家族化など家族形態の変化や価値観の多様化等に伴い、全国的に地域で支え合う機能、コミュニティ機能の低下が懸念されていますが、少子高齢化が進み、また大規模災害が相次いで発生する中、身近な地域でお互いに支え合い助け合い、ともに生きていくことの重要性が再認識されてきています。

このため、本町においても、あらゆる分野において、人と人とが支え合い助け合う社会づくり、コミュニティの活性化に向けた取組を進めていくことが必要です。

※1 人口減少の歯止めや東京圏への人口集中の是正などにより、将来にわたって活力と魅力ある地方をつくり出すこと。

3　安全・安心への意識の高まり

近年、わが国では、地震や大雨、火山の噴火等による大規模災害が相次いで発生しているほか、新型コロナウイルス感染症の流行、子どもを巻き込む犯罪や事故の増加、悪質商法・特殊詐欺による被害の発生等を背景に、災害や犯罪、事故などのない、安全・安心な社会づくりが強く求められています。

このため、本町においても、南海トラフ巨大地震への備えや地域ぐるみの防犯体制の整備をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取組を進めていくことが必要です。

4　地方の産業・経済の低迷

新型コロナウイルス感染症の世界的流行によるわが国全体の景気の悪化、少子高齢化・人口減少の進行による担い手不足、地域間競争の激化など伴い、地方の産業・経済は非常に厳しい状況にあり、地域全体の活力低下や雇用の場の不足が大きな問題となっています。

このため、本町においても、こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、各産業の維持・活性化を促す取組を模索していくことが必要です。

5　環境・エネルギー施策の重要性の高まり

人類の生存さえも脅かすといわれる地球温暖化の深刻化、自然の減少や大気汚染、海・河川の水質汚濁などの国・地域における環境問題の発生等を背景に、国・地域、そして住民一人ひとりが、環境保全やエネルギーの循環、そしてカーボンニュートラル※2の実現に向けた取組を実践することが求められています。

※2 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

このため、本町においても、自然環境の保全やごみの減量化・資源化、再生可能エネルギーの導入をはじめ、持続可能な社会づくりに向けた取組を進めていくことが必要です。

6　情報化・デジタル化、グローバル化の進展

あらゆる分野でＩＣＴ※3の利活用が進んでいるほか、ＡＩ※4やロボットなども生活に身近なものとなってきており、Society 5.0※5といわれる新たな社会が到来しつつあります。また、人・物・情報の国境を越えた交流がさらに活発化し、社会・経済のすみずみにまでグローバル化※6が進んでいます。

このため、本町においても、情報化・デジタル化やグローバル化をこれからのまちづくりに欠かせない社会基盤の一つとしてとらえ、積極的に取り組んでいくことが必要です。

7　地方の自立の時代の到来

地方分権※7・地方創生も新たな段階に入り、今後、自治体には、地域における多様な人的資源を活かしながら、自らの地域の未来を自らで決め、具体的な施策を自ら実行していく力が一層強く求められます。

このため、本町においても、町民や団体、地域等の多様な主体の参画と協働を促しながら、行財政運営のさらなる効率化を進め、将来にわたって自立可能・持続可能な経営体制を確立していくことが求められます。

※3 Information and Communications Technology の略。情報通信技術。
※4 Artificial Intelligence の略。人工知能。
※5 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。
※6 地球規模化。地球規模で様々な物や情報などがやりとりされること。
※7 国主導型行政から住民主導型・地域主導型行政への転換に向けた国と地方との関係や役割分担の改革。

8　ＳＤＧｓに基づく取組の進展

平成 27 年の国連サミットで採択されたＳＤＧｓ[※8]に基づき、世界各国において「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、「すべての人に健康と福祉を」をはじめとする 17 の共通目標の達成に向けた取組が進められており、わが国においても、推進本部を設置し、積極的に取り組んでいます。

このため、本町においても、こうした動きを踏まえ、持続可能な地域づくりに向けた活動に取り組んでいくことが求められます。

※8 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。国連加盟 193 か国が平成 28（2016）年から令和 12（2030）年の 15 年間で達成するために掲げた目標で、17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

第２編　後期基本計画

序章　後期５年間の目標と重点プロジェクト

人口減少が急速に進み、様々な分野において担い手が不足し、町全体の活力低下が懸念される中、本町が取り組むべき後期５年間の最重要課題は、**「人口減少問題への対応」**です。

すべての町民が本町に愛着と誇りを持ち、「ずっと住み続けたい」と思うまちづくり、町外の人々が本町に魅力を感じ、「ここに移り住みたい」と思うまちづくりを進めていくためには、住宅の確保や定住・移住の支援などの直接的な取組だけではなく、子どもを安心して生み育てられる子育て・教育環境の整備、人にやさしい保健・医療・福祉体制の整備、快適・安全・安心な生活環境・生活基盤づくり、活力ある産業の育成と雇用の場の確保など、様々な分野における取組を一体的に進め、総合的なレベルアップを図らなければなりません。

こうしたことを踏まえるとともに、「第１編　総論」に示した町民ニーズや時代の流れなどを総合的に勘案し、後期５年間の目標と重点プロジェクトを次のとおり設定します。

なお、重点プロジェクトに関する取組については、この「後期基本計画」の中に「施策の方針」として重点的に盛り込み、積極的に推進していくこととします。

後期５年間の目標と重点プロジェクト

後期５年間の最重要課題

人口減少問題への対応

後期５年間の目標

小さくてもキラリと光る上板町
－　若い人に住んでもらえるまちづくり　－

重点プロジェクト

重点プロジェクト１
子育て環境充実プロジェクト

重点プロジェクト２
健康長寿のまちづくりプロジェクト

重点プロジェクト３
上板の魅力発信・地域活性化プロジェクト

重点プロジェクト４
災害に強いまちづくりプロジェクト

重点プロジェクト１

子育て環境充実プロジェクト

―　切れ目のない子育て支援の推進と教育環境の充実　―

若者の定住・移住を促進する重要な取組として、子どもを生みやすく育てやすい環境づくりに向け、結婚から妊娠・出産・子育てに至るまで、切れ目のない支援を町全体で推進するとともに、この町で子どもに教育を受けさせたいと思える教育環境の整備を重点的に進めます。

重点プロジェクト２

健康長寿のまちづくりプロジェクト

―　人生 100 年時代に向けた健康・福祉のまちづくり　―

すべての町民が健康寿命をのばし、いきいきと暮らせるよう、保健相談センターを活用し、きめ細かな保健サービスの提供や自主的な健康づくりの促進に努めるとともに、高齢者ができるだけ介護・支援が必要な状態にならないよう、介護予防の推進や地域で支え合う仕組みづくりを重点的に進めます。

重点プロジェクト３

上板の魅力発信・地域活性化プロジェクト

―　「技の館」を中心とした町の魅力発信と地域活性化　―

町の魅力を全国にアピールし、町外の人々に町を知ってもらい、来てもらえるよう、「技の館」等を拠点に、阿波藍や阿波和三盆糖をはじめとする伝統文化や産業、自然環境・景観等の情報を発信するとともに、基幹産業である農業の維持と新たな展開を重点的に進めます。

重点プロジェクト４

災害に強いまちづくりプロジェクト

―　安全に安心して暮らせる防災・減災体制の整備　―

南海トラフ巨大地震の発生確率や、近年の大雨災害の教訓を踏まえ、すべての町民が安全に安心して暮らせる、あらゆる災害に強いまちづくりを進めるため、消防団の充実強化や地域における自主防災組織の育成をはじめ、防災・減災体制の一層の強化を重点的に進めます。

第１章　町を担う人財が育つまちづくり

１－１　幼児教育・家庭教育の充実

現況と課題

幼児教育・家庭教育は、次代を担う子どもたちが、人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割を担っています。

本町には、町立の保育所が１箇所、幼稚園が４園あります。

各施設では、児童数や要支援児童の状況などを踏まえ、一人ひとりに応じた幼児教育を行っているほか、施設の安全性を確保するため、耐震化や改修を計画的に進めています。

幼稚園では、家庭での子育てを支援するため、預かり保育を実施するとともに、家庭へのおたよりの配布や保護者参加型の行事の開催、家庭訪問・個人懇談の実施等に取り組んでいます。

また、地域での子育て支援として、ボランティアによる絵本の読み聞かせ、もちつき体験、藍染体験などを通じて、親子の絆づくりと親同士の仲間づくりに取り組んでいます。

今後も、家庭や地域と連携しながら、子どもたちが生活の中で様々な学びを得ることができる機会の充実を図るとともに、保育所・幼稚園施設の充実や保・幼・小の連携を進めていくことが必要です。

施策の方針

１－１－１　安全･安心･快適な教育環境を確保するため、老朽化した施設・設備の改修等を計画的に進めます。また、預かり保育の充実を図るとともに、子どもの状況に応じた職員と補助員の十分な配置に努めます。

１－１－２　幼稚園同士、保育所、小学校の連携強化を図り、幼児教育から小学校教育への円滑な移行を促します。

また、町民ニーズを踏まえながら、幼稚園の統合や認定こども園の設置について検討していきます。

１－１－３　幼児教育の専門性を活かして子育て家庭を支援するため、各幼稚園で家庭環境を十分に把握し、子どもや保護者の変容に気づくように心がけます。

また、家庭教育においては、家庭の役割が大事であるという意識を高めるとともに、地域全体で家庭教育を支える体制づくりを検討します。

１－１－４　「上板町子ども若者相談支援センター『あい』（子ども若者支援地域協議会）」の組織体制のさらなる強化や相談事業の充実を図るとともに、保健師や民生委員・児童委員等と連携し、孤立の恐れのある家庭を支援する等、子育て家庭を取り巻く多様な課題に対応していきます。

１－１－５　子育て親子を地域で応援するため、ＰＴＡ活動や親子会活動、ボランティア活動の活性化を促しながら、親同士の交流や仲間づくりの場の提供を図ります。また、子育てを支援するボランティアの育成に取り組みます。

１－１－６　地域や人権擁護委員、関係機関と連携し、児童虐待の未然防止と早期対応、事故や犯罪に巻き込まれない対策、子どもの人権尊重に向けた啓発等に取り組みます。

１－１－７　幼児教育や子ども・子育て関連の法制度の改正等に対応し、時代のニーズに即した幼児教育を推進します。

数値目標

指標名	現況値※9	目標値
幼稚園における国際理解教育の時間（回/年）	12 回/年（R2 年度）	12 回/年（R8 年度）
子ども家庭総合支援拠点の設置	－	設置（R4 年度）

※9 各指標の現況値は原則的に令和２年度末もしくは令和３年度内に把握された数値とするが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、会議・行事の開催または施設利用等が関係する指標の現況値については、令和２年度の数値が目標値設定の基準にできないため、令和元年度の数値とする。

１－２　学校教育の充実

現況と課題

子どもたちが心身ともにたくましく育ち、これからの新しい次代を生き抜く人財として成長していく上で、学校教育の果たす役割は極めて大きなものがあります。

本町には、町立の小学校が４校、中学校が１校あります。

各学校では、「生きる力」の育成に向け、基礎学力の定着をはじめ、国際理解教育やＩＣＴ教育、人権教育、道徳教育、地域資源を活かした体験学習・郷土学習等の充実、さらには食育の推進などに取り組んできました。

また、学校評価・資質向上プログラムの活用、学校合同研修会の開催等を通じて、教職員の指導力向上にも取り組んでいるほか、安全・安心・快適な教育環境を確保するため、小・中学校の施設・設備の改修等を計画的に進めています。

さらに、学校と地域・保護者が力を合わせて学校運営を行うため、コミュニティ・スクール※10の取組を開始しています。

今後も、「生きる力」の育成を重視した教育内容のさらなる充実、そのための良好な教育環境の確保、地域や保護者と一体となった学校づくり等に積極的に取り組んでいくことが必要です。

施策の方針

１－２－１　安全・安心・快適な教育環境を確保するため、老朽化した施設・設備の改修やバリアフリー化等を計画的に進めます。また、ＩＣＴ環境の充実など、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を行います。

１－２－２　児童・生徒一人ひとりの能力を伸ばすため、少人数教育の特徴を最大限に活かし、基礎学力の定着に向けた取組、特別支援教育の充実を図るとともに、教職員の指導力向上を促進します。特に、今後の社会情勢を見据えて、国際理解教育やＩＣＴ教育の充実、そのための教員の能力向上の支援に力を入れていきます。

※10　学校運営協議会制度。学校と地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」をめざすための仕組み。

１－２－３　人権を大切にする心や郷土を愛する心、道徳的な判断力・態度の育成に向けた教育に取り組むとともに、様々な体験・交流活動を展開します。

１－２－４　発達障がい、いじめ、不登校等児童・生徒や家庭の様々な課題に迅速かつ適切に対応するため、教職員の指導力の向上、特別支援教育支援員や子どもの自立支援相談員の活用等を図ります。何等かの理由で学校に登校できない児童・生徒について、適応指導教室「あいっ子学級」を活用して学校復帰を支援します。

また、「上板町子ども若者相談支援センター『あい』(子ども若者支援地域協議会)」により、子どもの意識調査やいじめに対する検討会の開催、各種相談事業等を行います。加えて、教育関係者以外も含めた幅広い連携体制の構築に努めます。

１－２－５　学校と地域・保護者が一体となって学校運営に取り組み、「地域とともにある学校づくり」を進めるため、町民への周知や人財の育成・確保に努めながら、コミュニティ・スクールの取組を充実させていきます。

１－２－６　学校給食センターにより、栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供します。

また、学校給食センターを拠点として、食育や本町の農畜産物の地産地消を推進します。

数値目標

指標名	現況値	目標値
学校給食における上板町内産農畜産物の使用率（%）	10.0%（R2 年度）	25.0%（R8 年度）

１－３　青少年健全育成・生涯学習の充実

現況と課題

家族形態の変化や情報化の進展など、社会環境の変化に伴い、全国的に青少年をめぐる様々な問題が表面化し、これまで以上に青少年の健全育成の重要性が増しています。

また、すべての人々が、生涯にわたって学び続け、その成果を活かすことができる生涯学習社会の形成が求められています。

本町では、青少年育成上板町民会議を中心に青少年の健全育成に取り組んでいるほか、「上板町子ども・若者相談支援センター『あい』(子ども若者支援地域協議会)」を設置し、いじめや虐待・不登校・ニート・発達障がいなどの問題に対して迅速に対応できる体制を整備しています。

また、ユースアドバイザー※11の養成、子どもの自立支援相談員の配置等に取り組んでいます。

生涯学習では、町民の希望を随時把握しながら、中央公民館や各地区の施設において多様な学習プログラムを提供しています。

また、学校図書室・公民館図書室の充実を図るとともに、県内の生涯学習ネットワークに参加し、近隣の町の図書館を自由に使用できる環境を整えています。

近年は、学習講座への参加者が固定化する傾向にあります。また、学習講座から自主活動への移行を推奨していますが、移行件数は少ない状況です。今後は、参加者のすそ野を広げるとともに、学習成果を地域社会に活かせる環境づくりが必要です。

施策の方針

１－３－１　上板町子ども若者相談支援センター『あい』(子ども若者支援地域協議会)」と青少年育成上板町民会議を核として、学校・家庭・地域や関係機関の連携を強化しながら、青少年の健全育成を推進します。また、ユースアドバイザーや子どもの自立支援相談員等との連携を一層強化します。

※11　若者の自立支援を推進する専門的な相談員。

１－３－２　青少年が健やかに成長する環境づくりを目指し、日頃のあいさつや声かけ運動の継続に努めます。また、世代や地域を越えた多様な交流を促進します。

１－３－３　子どもから大人までの多様な学びの機会を提供するため、学習プログラム（教室・講座）の実施や生涯学習情報の発信に努めるとともに、学習・活動拠点となる中央公民館と各地区施設の利用促進や施設の適切な維持管理・更新を図ります。

１－３－４　学校図書館や公民館図書室の充実を図り、身近に図書のある環境を創出するとともに、県立図書館等との連携により、図書に関する多様なニーズに対応していきます。

また、町民ニーズを踏まえながら、図書館の整備について検討していきます。

１－３－５　学習成果を地域社会に活かせる環境づくりに向けて、生涯学習と学校教育との連動を中心とした人財の確保・活用を図ります。

また、様々な分野で活動する団体・組織と連携しながら、学習講座から自主活動、地域活動へとつなげる仕組みを研究します。

数値目標

指標名	現況値	目標値
中央公民館・各地区施設における学習プログラムの開催回数（回/年）	0 回/年（R2 年度）	2 回/年（R8 年度）
中央公民館における学習講座数（講座/10ヶ月）	11 講座/10ヶ月(R1 年度)	13 講座/10ヶ月(R8 年度)

１－４　人権教育・啓発の充実

現況と課題

人権尊重と男女共同参画の動きは、既に国際的潮流となっており、わが国においても、あらゆる分野で人権尊重に関する教育や啓発、男女がともに参画できる環境づくりが進められています。

本町では、人権擁護委員や人権対策特別委員会を中心に、啓発活動や相談を実施しているほか、各学校では人権教育年間計画に基づく児童・生徒の人権意識の育成や教職員の定期研修の実施等、全町民を対象として人権教育・啓発に取り組んでいます。

しかし、人権を侵害する悪質な落書きや暴言、インターネットを介した人権侵害・差別など、様々な事案が現在も発生しています。また、近年では、ＬＧＢＴ[※12]や新型コロナウイルス感染症患者等に対する差別や偏見といった問題も全国的に表面化してきています。

こうした事案に適切に対処するとともに、様々な人権侵害を防ぐためには、個人のモラルや責任を高めていくことが必要です。

また、性別にかかわらず、町民一人ひとりが自分の個性や能力を存分に発揮できる社会を実現していく必要があります。

今後も、人権尊重・男女共同参画の精神が町民全体に浸透するよう、人権教育・啓発や男女平等意識の啓発等を効果的に進めていくことが必要です。

施策の方針

１－４－１　人権意識の高揚と差別の根絶に向けて、これまでの同和教育や人権教育の中で積み上げられてきた成果や反省を踏まえ、人権擁護委員等の関係機関・団体と密接に連携しながら、あらゆる人権問題の早期解決に取り組みます。

※12 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の総称の一つ。同性愛の Lesbian（レズビアン）と Gay（ゲイ）、両性愛の Bisexual（バイセクシュアル）、自らの性別に違和感を持つ Transgender（トランスジェンダー）の頭文字をとっている。

１－４－２　子どもに対する虐待、体罰、いじめ等の防止と早期解決に向け、保育所、幼稚園、学校、家庭、関係機関との連携のもと、町全体であらゆる機会を活用して、学習・指導や子どもの人権尊重に向けた啓発等に取り組みます。

１－４－３　インターネットを介した人権侵害・差別の防止に向け、町ホームページや「広報かみいた」による啓発、学校教育の充実等を図り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての町民の理解を促進します。

１－４－４　高齢者・障がい者に対する虐待の防止と早期解決に向けて、関係機関との連携のもと、支援体制の強化を図ります。

また、関係する法律や制度について、町民の理解を促進するため、様々な機会を通じて情報提供に取り組みます。

１－４－５　男女共同参画社会の実現に向け、町民への男女平等意識の啓発をはじめ、町が主催する各種委員会・審議会への女性参画の促進、女性団体活動の支援、地域や家庭における男女共同参画の促進に取り組みます。

数値目標

指標名	現況値	目標値
各種委員会における女性の登用率（平均値）（%）	19.1%（R2 年度）	30.0%（R8 年度）
インターネット人権侵害防止モニタリング実施回数（回/月）	1 回/月（R3 年度）	4 回/月（R8 年度）

１－５　文化・スポーツの振興

現況と課題

人々の価値観が多様化するとともに、健康寿命が延びつつある中、精神的な豊かさや生活の質の向上、健康・生きがいづくりを重視する傾向が強まり、文化やスポーツへの関心が高まってきています。

本町では、「上板町文化協会」を中心とした様々な文化団体の活動が行われています。ここ数年、文化団体の登録数は、ほぼ横ばいで推移している状況ですが、「上板の古道観音道保存会」等の団体を中心に、本町における様々な地域資源の文化的価値の再評価と活用等、特徴的な取組も行われています。

スポーツについては、町民有志による「上板ふれあいクラブ」と競技団体の連合組織である「上板町スポーツ協会」を中心に、組織的なスポーツ活動が展開されています。施設としては、温水プールやグラウンド、テニスコート、野外ステージ、多目的広場等からなるファミリースポーツ公園が整備されており、町内外の多くの人々に利用されています。

これからも、町民主体の文化・スポーツ活動を促進するとともに、その活動を通じて郷土の自然・歴史・文化の再発見、心身の健康増進、生きがいづくり、町民同士の交流等につなげていく必要があります。

施策の方針

１－５－１　本町を代表する文化資源であり、国選定保存技術に選定されている阿波藍製造の保存・継承のため、阿波藍製造技術保存会を中心に後継者の育成を進めます。

また、「地域おこし協力隊」と連携し、阿波藍文化を町内外に広く発信するため、藍染め体験等の充実を図ります。

１－５－２　地域資源を活かした文化活動の活性化に向けて、関連施設における拠点機能の強化、文化財の保存・活用、文化協会の活動の支援に取り組みます。

また、「上板の古道観音道保存会」による古道観音道ウォークの促進や松岡康毅[※13]をはじめとした本町出身の著名人のＰＲ等、文化と観光が連携した行事を支援します。

１－５－３　スポーツ活動の支援体制の強化に向けて、幅広い年代の多様なニーズに柔軟に対応する「上板ふれあいクラブ」の自主運営化を進めます。

また、これからのスポーツ活性化方策を町民と一緒に考えていきます。

１－５－４　スポーツ活動の拠点機能の強化に向けて、小・中学校の施設開放の継続、ファミリースポーツ公園の施設改修や持続的な運営体制の構築等に計画的に取り組みます。

また、町民ニーズを踏まえながら、体育館の整備について検討していきます。

１－５－５　文化協会やスポーツ協会等の関係機関と連携しながら、文化活動の指導者やスポーツ推進委員の育成と活用を図ります。

さらに、これらの指導者を中心に生涯学習や学校教育と連携し、各種スポーツの奨励、学校のクラブ・部活動の活性化、活動成果を発表する町文化祭の振興、新たなイベントの開催等に取り組みます。

数値目標

指標名	現況値	目標値
技の館での藍染め体験の体験者数（人/年）	3,575 人/年（R1 年度）	6,500 人/年（R8 年度）
上板ふれあいクラブ入会者数（人）	117 人（R2 年度）	180 人（R8 年度）

※13　上板町出身の政治家。検事総長、農商務大臣、貴族院議員等を歴任。従一位男爵。

第２章　笑顔あふれるまちづくり

２－１　地域福祉の充実

現況と課題

家族形態の変化や価値観の多様化等に伴い、全国的に地域で支え合う機能の低下や人と人とのつながりの弱まりが指摘されていますが、少子高齢化がさらに進む中、また大規模災害が相次いで発生する中、身近な地域でお互いに支え合い助け合い、ともに生きていくことの重要性が再認識されてきています。

本町では、ボランティア団体を中心に、お互いに支え合う“共助”と“相互扶助”の活動が展開されており、「上板町社会福祉協議会」に登録している福祉ボランティア団体の会員数は、増加傾向が続いています。中でも、子どもたちへの読み聞かせや障がい者支援のボランティア団体等の活動が盛んに行われています。

一方、少子高齢化が進む中で、世帯数が少ない支部や隣近所を知らない人がいる支部も見られます。また、ボランティア団体の高齢化も進んでいます。

今後は、令和２年度に策定した「上板町地域福祉計画」に基づき、地域を支える人財の育成や仕組みづくり等に取り組んでいくことが必要です。

施策の方針

２－１－１　地域や学校の行事をはじめ、スポーツ、防災訓練、環境美化等の活動を通じて、世代を越えた多様な交流を促進し、地域内交流の活性化を図ります。

２－１－２　様々な地域活動を主催する各支部（行政区）や各団体との連携を図るとともに、活動プログラムの工夫や活動組織間の連携等、それぞれの主体的な取組を支援します。

２－１－３　町全体に“共助”と“相互扶助”の精神を広げ、地域福祉活動や地域の見守り活動を広げていくため、町民の「我が事」意識の醸成に向けた啓発や情報提供を積極的に行うとともに、社会福祉協議会を中心として民生委員・児童委員やボランティア、その他の地域で活動する保健・医療・福祉の関係者・関係機関との連携強化を図ります。

２－１－４　地域福祉の人財育成のため、地域福祉の中心を担う民生委員・児童委員活動の充実に向けた支援を行います。また、各学校や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携し、様々な分野の団体にも協力を呼び掛けながら、学校での福祉教育や生涯学習のボランティア養成講座を通じたボランティアの育成等に取り組みます。

数値目標

指標名	現況値	目標値
福祉ボランティア登録団体数（団体）	15 団体（R2 年度）	20 団体（R8 年度）
福祉ボランティア登録者数（人）	368 人（R2 年度）	370 人（R8 年度）

２－２　保健・医療体制の充実

現況と課題

わが国では、高齢化が急速に進行する中、生活習慣病患者の増加と重症化、要介護者の増加等が課題となっています。

また、全国的に地方における医師不足の状況が続いており、安心できる地域医療体制の整備が求められています。

本町においては、町民の健診結果をみると、メタボリックシンドローム※14の該当者が多い状況です。いずれも長年の生活習慣を主要因とするものと考えられ、このままでは高血圧・糖尿病・心筋梗塞・脳梗塞・がん等のリスク増大が懸念されます。

町民一人ひとりが健やかな暮らしを実現するため、また、医療サービスを利用できる各保険制度を維持するためにも、“病院に行く前に、病気にかからない生活習慣”を確立することが必要です。

これらの問題に対応するため、本町では、平成 24 年度に「第２次健康かみいた 21」、平成 30 年度に「第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）（第３期特定健診等実施計画と一体的に策定）」を策定し、生活習慣の改善、疾病の予防と重症化予防等に計画的に取り組んでいるほか、令和３年度には、これらの保健事業の拠点として、「上板町保健相談センター」を開所しました。

今後も、乳幼児期から学齢期、青年期、そして老年期に至るまで、町民のライフステージに応じた継続的な健康支援を実施するとともに、適切な医療の提供を行うため、関係機関との連携を強化していくことが必要です。

施策の方針

２－２－１　ライフステージに応じた適切な健康支援を計画的に実施するため、「第２次健康かみいた 21」、「第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）」、「上板町自殺対策計画」の見直しを行います。

２－２－２　妊娠期から新生児期、乳幼児期を通して、子ども一人ひとりの成長・発達に応じた切れ目のない子育て支援を図ります。そのため、母子保健事業の拡充を図るとともに、健康診査や保健指導、育児相談や子どもの生活習慣病予防の取組等を実施します。

※14　心筋梗塞や脳梗塞発症の危険性を高める内臓脂肪症候群。

２－２－３　幼稚園や小・中学校等と連携しながら、学齢期から青少年期の心と身体に関する正しい知識の普及と個別相談を中心とする保健事業を継続します。

２－２－４　青壮年期から老年期までの健康的な生活習慣の定着、メタボリックシンドロームの予防、こころの健康づくり、フレイル[※15]の予防等に向けて、保健指導・栄養指導の充実、各種健康診査の実施、受診しやすい体制づくり・環境づくりに取り組みます。

また、健診受診率の向上のため、未受診者対策を行います。

２－２－５　誰も自殺に追い込まれることのない社会づくりに向けて、啓発や相談をはじめ、自殺予防に関する取組を行います。

２－２－６　身近な地域における町民の健康増進に向けて、食生活改善推進員等の関係機関と連携して地域活動を推進します。

また、地域活動団体の育成と活動支援により、町民自らが主体的に健康づくりに取り組み、生涯にわたっていきいきと自分らしく暮らすことができるように、生活習慣病予防や健康寿命延伸に向けて積極的に支援・働きかけを行います。

２－２－７　安心な暮らしを支える医療体制の充実に向けて、板野郡医師会と歯科医師会を中心に保健・福祉等の分野との連携を一層強めながら、在宅医療・救急医療体制の継続を図ります。

数値目標

指標名	現況値	目標値
特定健康診査の受診率（%）	35.2%（R1 年度）	42.0%（R8 年度）
特定保健指導実施率（%）	67.9%（R1 年度）	85.0%（R8 年度）
国保人間ドック受診者数（人/年）	128 人/年（R2 年度）	180 人/年（R8 年度）

※15 加齢によって心身が衰え、活動量が全体的に低下し、要介護に移行する一つ手前の状態。

２－３　子育て支援の充実

現況と課題

わが国では、出生数が年々減少し、少子化がさらに進んでおり、その対策が大きな課題となっています。また、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域における人と人とのつながりの希薄化等を背景に、家庭や地域の子育て機能の低下、子育てに不安や孤立感を感じる家庭の増加といった状況もみられます。

こうした中、本町では、町立のさくら保育所を中心に、保育サービスの提供等を行っており、令和元年度に策定した「第２期上板町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者のニーズに即した保育サービスや様々な子育て支援サービスの充実をはじめ、妊娠・出産期からの母子の健康支援、支援が必要な子ども・家庭への対応など、各種の子育て支援施策を推進しています。

さらに、令和３年３月には各施策のより一層の充実・推進を図るため「上板町子育て世代包括支援センター」（愛称：藍っこ）を開設しました。

また、子育てに関する経済的負担の軽減のため、町独自の施策として 18 歳に達する日以降の最初の３月３１日までの医療費自己負担分の無料化、２歳児以下の第２子の保育料半額助成、第３子以降保育料の無料化対象範囲の拡大、出産祝金の交付等を行っています。

今後も、若い世代が安心して結婚・妊娠・出産ができ、子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるよう、また、社会全体で子どもと子育て家庭を支えることができるよう、町一体となって子育て環境の充実に取り組んでいくことが必要です。

施策の方針

２－３－１　結婚を希望する町民に対し、県等関係機関と連携し、出会いをサポートする取組や婚活イベントの企画・開催を行うとともに、「結婚新生活支援事業」により、結婚生活にかかる費用の補助を行います。

また、出産時の経済的負担の軽減と多子世帯への支援に向けた出産祝い金の支給、不妊治療による経済的負担の軽減に向けた不妊治療費の一部負担等を行います。

２－３－２　子育て環境の充実に向けた取組を計画的に進めるため、「第２期上板町子ども・子育て支援事業計画」の見直しを行います。

２－３－３　子育て家庭のニーズを踏まえ、地域における様々な子育て支援サービスの提供及び充実を図ります。ファミリー・サポート・センター事業や病児保育事業については、広域的連携のもとに実施します。

２－３－４　多様な保育ニーズへの柔軟な対応に向けて、保護者の要望をきめ細かく把握しながら、保育サービスや特別保育の充実、各施策の要件を満たす対象者への保育所保育料の助成や無料化の継続等を図ります。

２－３－５　子どもが健やかに育つ家庭環境づくりに向けて、上板町地域子育て支援センターの開放、さくらっこひろば・子育てひろばの開催、育児講座・育児相談の充実等に取り組むとともに、子育て情報誌の発行等を行います。

また、地域子育て支援センターと保健師を中心にボランティアと協力しながら、保護者同士の交流や仲間づくりの場の提供に努めるとともに、各地域で子どもの見守りネットワークの構築等を図ります。

２－３－６　次代の人財を地域で育てる活動の充実に向けて、親子会、支部活動、スポーツ活動等と連動しながら、地域の人が子どもと一緒になって活動する機会の充実を図ります。

２－３－７　児童虐待の事案やひとり親家庭、貧困状態にある家庭等、支援が必要な家庭等において、子どもが健やかに育つ環境を整備するため、各家庭の要望をきめ細かく把握しながら、経済的支援や相談等の必要な支援を関係機関と連携して柔軟に実施します。

数値目標

指標名	現況値	目標値
特定不妊治療費用助成（県の上乗せ、実件数）件数（件/5 年）	12 件/4 年(H29-R2 年度)	15 件/5 年（R4-R8 年度）
出生数（人/年）	67 人/年（R2 年度）	80 人/年（R8 年度）
保育所待機児童数（人）	0 人（R2 年度）	0 人（R8 年度）
病児・病後児保育の利用数（人/年）	81 人/年（R2 年度）	80 人/年（R8 年度）
放課後児童クラブの利用児童数（人/年）	105 人/年（R2 年度）	150 人/年（R8 年度）
ファミリー・サポート・センター提供会員数（人）	26 人（R2 年度）	30 人（R8 年度）

２－４　高齢者福祉の充実

現況と課題

わが国の高齢化率は、世界一の水準で推移しており、すでに超高齢社会が到来しています。このような中、国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムム※16の充実に向けた取組を進めています。

本町ではこれまで、８期にわたる高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定のもと、健康づくりと社会参加の推進、地域包括ケアシステムの充実、介護予防・日常生活支援総合事業の推進、介護保険事業の適正な運営等に向け、各種の高齢者支援施策を推進してきました。

しかし、今後、本町の高齢化はさらに進行していくことが予想されており、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者や認知症高齢者、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が増加することが見込まれ、高齢者支援の充実は引き続き大きな課題となっています。

このため、令和２年度に策定した「上板町高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」に基づき、また見直しを行いながら、地域包括ケアシステムの充実に向けた取組を計画的に推進し、高齢者が健康で生きがいを持ち、いつまでも自分らしく笑顔で暮らせるまちづくりを進めていくことが必要です。

施策の方針

２－４－１　高齢者支援の取組を計画的に進めるため、「上板町高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」の見直しを行います。

２－４－２　高齢者の健康寿命の延伸に向けて、福祉ボランティアや他分野の活動と連携しながら、健康づくり活動や介護予防等を支援します。

また、高齢者の社会参加と生きがいづくりのため、老人クラブの活動を支援するとともに、シルバー大学の開催やシルバー人材センターの充実等に取り組みます。

※16 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

２－４－３　高齢者が住み慣れた地域で生活ができるように、予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスを充実させ、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

２－４－４　要支援・要介護高齢者や認知症高齢者への適切な支援に向けて、サービス事業者と協力しながら、利用ニーズに応じた介護保険サービスの提供に取り組みます。

また、高齢者の状態や老老介護等の家庭環境に応じた柔軟な支援を行うため、保健・医療・福祉の関係機関や地域との連携強化に取り組みます。

２－４－５　高齢期を支える地域福祉の充実に向けて、社会福祉協議会と地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携を図りながら、高齢者や家族の身近な相談支援に速やかに対応します。

また、高齢者の孤立を防ぐとともに、認知症に伴う徘徊に対応するため、地域での見守り活動の充実、民間事業者等との見守り協定の締結、災害時の支援体制の強化、権利擁護制度の普及、高齢者への虐待防止等に地域全体で取り組みます。

数値目標

指標名	現況値	目標値
老人クラブ連合会入会者数（人）	715 人（R2 年度）	850 人（R8 年度）
シルバー大学の受講者数（人/年）	25 人/年（R1 年度）	35 人/年（R8 年度）
シルバー人材センター登録者数（人）	58 人（R2 年度）	80 人（R3 年度）
見守り協定締結機関数（機関）	2 機関（R2 年度）	5 機関（R8 年度）

２－５　障がい者福祉の充実

現況と課題

障がいのある人もない人も、誰もがお互いの個性を尊重し、地域の中で支え合いながらともに生きる共生社会の実現が求められています。

本町ではこれまで、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定のもと、障がい者に対する理解の促進や障がい福祉サービスの提供、雇用・就労の促進に向けた取組の推進など、障がい者の自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化が進み、将来の生活に不安を抱いている家庭も少なくないほか、雇用・就労についても非常に厳しい状況にあり、障がい者支援の充実が求められています。

このため、令和２年度に策定した「上板町第３期障がい者計画・第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画」に基づき、また見直しを行いながら、障がい者一人ひとりのニーズを踏まえたきめ細かな施策を推進し、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でともに生きることができるまちづくりを進めていくことが必要です。

施策の方針

２－５－１　障がい者支援の取組を計画的に進めるため、「上板町第３期障がい者計画・第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画」の見直しを行います。

２－５－２　障がい者の生活支援の充実に向けて、障がい福祉サービスと地域生活支援事業を障がい者一人ひとりのニーズに応じて実施するとともに、障がい福祉サービスから介護サービスへの円滑な移行ができる体制を整備します。

また、精神障がい者を主な対象とする町独自事業を継続的に実施します。

２－５－３　障がい児や発達障がい児への適切な支援に向けて、県や医療機関、保健・福祉・教育の関係機関と連携しながら、子ども一人ひとりの成長・発達に応じた適切な支援を行います。

２－５－４　障がい者の社会参加に向けて、障がいや病気があっても仕事や趣味、地域活動に参加できるよう、障がい者団体、ボランティア、企業、地域や各種団体の交流を深めるとともに、地域全体での活動を展開していきます。

また、障がい者の経済的自立を促進します。

２－５－５　障がい者を支える地域づくりに向けて、板野郡自立支援協議会を中心に関係機関の連携強化を図るとともに、町、社会福祉協議会、相談支援事業者で協力し、身近な相談支援と的確な情報提供を行います。

また、障がいや病気に対する正しい理解、災害時の支援体制の強化、権利擁護制度の普及、障がい者等への虐待防止等に地域全体で取り組むとともに、地域全体で障がい者等を支える“共助”と“相互扶助”の精神を広げていきます。

数値目標

指標名	現況値	目標値
障がい者支援団体の登録件数（団体）	1 団体（R2 年度）	2 団体（R8 年度）
障がい者就労施設等からの物品調達件数（件/年）	10 件/年（R2 年度）	17 件/年（R8 年度）

２-６　社会保障制度の運営

現況と課題

誰もが安心して医療を受けられる制度として人々の健康の維持・増進に重要な役割を担っている国民健康保険制度と、75 歳以上の後期高齢者が加入する後期高齢者医療制度については、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴う医療費の増加等により、その運営が厳しくなっています。

本町においては、保険税の徴収目標を毎年度定め、滞納者に自主納付を指導しています。平成 30 年度に、国民健康保険の運営主体が町から県に移行しましたが、今後とも、県等と連携しながら、医療費の抑制や保険税の収納率の向上に向けた取組を進め、国民健康保険制度・後期高齢者医療制度を適正に運営していくことが必要です。

国民年金制度については、老後の収入を保障するものであり、人々の生活にとって必要不可欠な制度ですが、若い世代を中心に、制度が正しく理解されず、不安を持つ人もみられることから、正しい理解の浸透に努めることが必要です。

また、景気の動向や労働環境の変化等に伴い、生活に困窮する世帯は全国的に増加傾向にあります。

本町では、こうした世帯に対し、関係機関と連携しながら、相談や見守り、生活保護制度等の利用に関する助言・指導等を行っていますが、今後とも、経済的自立と生活意欲の高揚を促すため、これらの取組を継続して実施していくことが必要です。

施策の方針

２-６-１　国民健康保険制度の円滑な運営に向けて、重複・頻回受診者にかかる医療費の適正化、保健事業の充実、後発医薬品の利用促進等を図るとともに、加入者の理解と協力を求めながら、医療費抑制対策に取り組みます。

また、県や関係機関と連携し、財政の健全化に向けて収納率向上対策を継続します。

２－６－２　後期高齢者医療制度の円滑な運営に向けて、徳島県後期高齢者医療広域連合と連携して医療費抑制対策に努めるとともに、後期高齢者の健康づくりに向けた取組を推進します。

また、加入者に適切な情報を発信し、制度に対する理解を促していきます。

２－６－３　国民年金制度の持続的な運営に向けて、被保険者に対する制度周知の徹底と相談体制の充実に努めます。

２－６－４　県や社会福祉協議会、民生委員と連携しながら、地域の相談体制を構築する中で、生活困窮者に対する支援や見守り、生活保護制度等の利用に関する助言・指導等を行います。

数値目標

指標名	現況値	目標値
国民健康保険税収納率（%）	83.8%（R2 年度）	85.0%（R8 年度）
後期高齢者医療保険料収納率（%）	99.1%（R2 年度）	100.0%（R8 年度）

第３章　地域産業が根付くまちづくり

３－１　農林業の振興

現況と課題

近年、わが国の農業は、食料自給率の低迷や農業従事者の高齢化、後継者不足、農地の荒廃等の問題が一層深刻化し、非常に厳しい状況に置かれています。

本町の基幹産業は農業であり、米づくりをはじめ、洋人参・たまねぎ・かぶら・ほうれん草等の露地野菜、いちご等の施設野菜の生産、畜産等が行われており、一層の生産振興が必要です。

しかし、本町においても農業従事者が高齢化しており、耕作放棄地は年々増えている現状から、耕作放棄地の減少と優良農地の保全・有効利用が大きな課題となっています。

一方、本町では、「地域おこし協力隊」等と連携しながら、本町の伝統産業であり“ジャパンブルー”とも呼ばれる阿波藍（蓼栽培・藍染め）の振興を図っています。今後も、都市部からの移住（Ｉターン等）の促進と合わせて、農業後継者を確保していく必要があります。

また、「上板町特産品検討会」を中心に、阿波和三盆糖を使ったアイスクリームの開発・販売等、「上板ブランド」の商品開発・販売促進に取り組んでいます。今後も、本町の農産物を活かした「上板ブランド」の確立に向けた取組が必要です。

本町の林業については、森林の多くが私有林であるため、「森林整備計画」に基づき、徳島北部森林組合と協力しながら、森林の適切な維持管理を進めていくことが必要です。

施策の方針

３－１－１　県と連携し、新規作物の導入・拡大や農業に関する講座開設等を行うとともに、農業従事者の“やる気の後押し”として、多様な営農支援を図り、品質の高い農産物の生産振興と“儲かる農業”の実現に向けた取組を展開します。

３－１－２　「上板町人・農地プラン」に基づき、農地所有適格法人※17の参入促進を図り、優良農地の集積・有効利用や耕作放棄地の減少、農地の鳥獣害対策等に取り組むとともに、町内の耕作放棄地の情報を整理・発信し、利活用を促進します。

また、県や関係機関と連携して都市部からの新規就農者（Ｉターン等）を中心とする後継者育成に取り組みます。

３－１－３　本町ならではの農畜産物による「上板ブランド」の確立、農業の６次産業化※18に向けて、阿波和三盆糖やフルーツ（柿、桃等）を使った加工品開発の支援、新たな特産品について検討する「特産品検討会」の活動促進、町民からのアイデアの募集を行います。

３－１－４　日本の伝統的技術である“ジャパンブルー阿波藍”の振興に向けて、地域おこし協力隊員制度を活用した阿波藍製造後継者の定住化を支援するとともに、阿波藍の生産拡大に取り組みます。

また、本町産の阿波藍製品の全国展開、海外展開に向けて、「上板の藍」・「上板の藍」のＰＲや藍のブランド力を高める取組に努めるとともに、企業との連携・タイアップ等を推進します。

３－１－５　農畜産物の生産性の向上、農作業の省力化に向け、先進的な生産技術の導入を支援し、スマート農業※19の展開を促進します。

３－１－６　水源涵養機能、山地災害防止機能、生物多様性保全機能等の森林の有する多様な機能の維持に向けて、「森林整備計画」に基づき、森林環境譲与税の活用等により、森林の適切な維持管理に取り組みます。

※17 農地法で規定された呼称で、同法に定める要件を満たした、農地に関する権利の取得が可能な法人のこと。以前は農業生産法人と呼ばれていた。

※18 第１次産業が、生産だけにとどまらず、加工品の製造・販売やサービスの提供など、第２次産業や第３次まで踏み込むこと。

※19 ロボット技術やＩＣＴ等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。

数値目標

指標名	現況値	目標値
新規就農に対する支援制度の活用による就農者数（人/5 年）	4 人/4 年（H29-R2 年度）	5 人/5 年（R4-R8 年度）
地域おこし協力隊の隊員数（人/通年）	4 人/通年（R2 年度）	4 人/通年（R8 年度）
地域おこし協力隊の任期後の定住者数（人/5 年）	1 人/4 年（H29-R2 年度）	2 人/5 年（R4-R8 年度）
産直市等、生産者と消費者の交流機会増大施設の箇所数（箇所）	1 箇所（R3 年度）	2 箇所（R8 年度）
地域の農用地の利用における担い手の利用面積率（%）	約 25.0%（R3 年度）	35.0%（R8 年度）
ＩＣＴ農業に関する補助件数（件/5 年）	3 件（R3 年度）	10 件/5 年（R4-R8 年度）

３－２　商工業の振興

現況と課題

新型コロナウイルス感染症の流行による景気悪化の長期化、ネットショッピングの普及、大型店舗の地方進出等を背景に、既存の地域商業の衰退が深刻化しているほか、工業についても、地域企業の規模縮小や撤退等の状況がみられ、取り巻く状況は厳しさを増しています。

本町では、「上板町商工会」が中心となって、商工業の活性化を進めています。

町では、商工会への助成を通じて事業所の経営改善やイベント開催等を支援しているほか、企業誘致に関する支援制度の充実を図り、企業の立地を促進しています。

また、「上板町特産品検討会」を中心に、商工業と農林業が連携しながら、「上板ブランド」の商品開発に取り組むとともに、県内外への積極的なＰＲや販路拡大に向けた取組を行っています。

今後も、既存事業所の経営改善や企業誘致等を進めるとともに、商工業と農林業、観光業の連携のみならず、様々な分野と協力し、地域産業全体の再生を図る必要があります。

施策の方針

３－２－１　商工業の活性化に向けて、商工会を中心とした事業所の経営改善を促進するとともに、異業種・多分野の連携による新たな事業展開や町民を巻き込んだ地域独自のイベント開催等、地域産業の再生と町全体の活性化に取り組みます。

３－２－２　企業誘致を推進するため、町独自の支援制度や国の補助制度等の周知・活用を図るとともに、民間企業に向けて、町内の企業立地用地の情報発信等に積極的に取り組みます。また、企業の新規創業を支援します。

３－２－３　町の特産品の販路拡大に向けて、国内外におけるイベントへの積極的な参加とＰＲ、小売・流通企業との連携等に取り組みます。

３－２－４　商工会との連携強化や「特産品検討会」の活動促進等により、町内の農業と食品産業等が連携する場・機会を創出し、上板ならではの６次産業化に取り組みます。

３－２－５　町内事業所と連携し、若い世代等が働きやすい環境づくりを促進するとともに、事業所における女性の活躍や育児後の母親の再就職等を促進します。

数値目標

指標名	現況値	目標値
企業への誘致活動・情報発信等の回数（回／5 年）	21 回/4 年（H29-R2 年度）	20 回/5 年（R4-R8 年度）
特産品検討会への参加企業数（件）	2 件（R2 年度）	5 件（R8 年度）
新たにブランド化した産品数、特産品の認定件数（件/5 年）	0 件/4 年（H29-R2 年度）	2 件/5 年（R4-R8 年度）
新たに６次産業化によって開発された製品数（件/5 年）	0 件/4 年（H29-R2 年度）	2 件/5 年（R4-R8 年度）

３－３　観光・交流の振興

現況と課題

観光・交流は、地域経済の活性化はもとより、新たな人の流れを生み出し、人々の定住・移住につながるものとして、大きな役割を果たしていますが、新型コロナウイルス感染症の流行により、観光業界は大きな打撃を受け、非常に厳しい状況にあります。

本町では、上板の魅力発信・地域活性化の拠点である「技の館」を中心に、観光振興や物産品のＰＲ、地域特性を活かしたイベントの開催等に取り組んでいます。

また、「上板の古道観音道保存会」等の団体により、「技の館」、「歴史民俗資料館」、四国八十八ヶ所霊場第六番札所「安楽寺」、四国別格二十霊場第一番「大山寺」等の町内の観光資源に対する文化的価値の再評価とその活用に向けた活動が行われています。

さらに、徳島市を中心とする 15 市町村と様々な企業によって設立された「徳島県東部地域ＤＭＯ[※20]」により、広域的な観光振興の取組が行われています。

今後は、本町の地域特性を活かした観光資源の発掘やイベントの開催、「技の館」等の拠点施設の活用による観光振興を図るとともに、観光と農業の連携による体験型の観光機能の導入等、産業や分野の垣根を越えた取組を推進していくことが必要です。

施策の方針

３－３－１　「技の館」を拠点として、阿波藍をはじめとする町の魅力発信はもとより、地域特性を活かしたイベントの開催や「上板ブランド」商品のＰＲ等により、総合的な観光振興を図ります。

また、町ホームページやＳＮＳ等を活用した情報発信を行うとともに、町外・県外へのイベントにも積極的に参画していきます。

※20 ＤＭＯとは、観光地域づくりの舵取り役として、各種調整機能を持つとともに、各種観光データの収集・分析等を行い、戦略を組み立て運営する法人格を持った組織。徳島県東部地域ＤＭＯは、徳島県東部の 15 市町村と様々な企業によって平成 29 年度に設立された。

３－３－２　四国別格二十霊場第一番「大山寺」や四国八十八箇所霊場第六番札所「安楽寺」等、地域の核となる資源を観光振興に活かすとともに、地域住民と連携しながら様々な地域資源を掘り起し、観光資源として磨き上げていきます。

また、「上板の古道観音道保存会」の活動と関連させた新たな行事の開催、阿波藍の振興に向けたコラボ商品の開発等にも取り組みます。

３－３－３　観光業と農業の連携を図り、町内での農業体験（薬づくり、米作り、果樹栽培等）や藍染体験、農家での民泊体験等を楽しむことができる体験型の観光機能の導入について検討していきます。

３－３－４　構成市町村・企業との連携を強化し、「徳島県東部地域ＤＭＯ」による県東部地域の一体的な観光地づくりを進めます。

３－３－５　本町の観光イメージキャラクターの「かきじぃ」を活かして、観光に関するイメージ戦略の展開、商品開発等に努めます。

数値目標

指標名	現況値	目標値
観光交流客数（観光入込客数）（人/年）	58,020 人/年（R1 年度）	95,000 人/年（R8 年度）
イベントによる集客人数（人/年）	10,882 人/年（R1 年度）	18,000 人/年（R8 年度）
交流を目的としたイベントの開催回数（回/年）	22 回/年（R1 年度）	20 回/年（R8 年度）
技の館利用者数（人/年）	10,274 人/年（R2 年度）	25,000 人/年（R8 年度）
新たに検討した観光プログラムの件数（件/5 年）	2 件/4 年（H29-R2 年度）	5 件/5 年（R4-R8 年度）

第４章　住み続けたくなるまちづくり

４－１　定住環境の整備

現況と課題

本町では、人口減少が加速する中、定住・移住を促進するための直接的な取組として、町の情報発信を積極的に行っているほか、空き家・空き地バンク制度や移住・定住者向けの空き家改修補助制度の整備、移住相談等のワンストップ窓口としての移住交流支援センターの設置などを行い、一定の成果を上げています。

土地利用については、農地の担い手への利用集積と所有者等への意向確認により、耕作放棄地の解消に努めていますが、今後も、離農や相続により増加が見込まれる耕作放棄地の発生を予防することが課題です。また、近年は荒廃した空き地・老朽化した危険な空き家が増加してきており、この対策も課題となっています。

道路整備については、概ね町内の幹線道路整備が完了しており、今後は生活道路の維持管理と必要に応じた改良を計画的に進めていく必要があります。また、橋梁は、「上板町橋梁長寿命化修繕事業計画」に基づき、計画的な維持管理に取り組んでいます。

公営住宅については、「上板町公営住宅等長寿命化計画」及び「上板町町営住宅再生計画」に基づき、公営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、既存ストックの有効活用により管理戸数の整理・縮減を図っています。

公園・緑地は、遊休化や遊具の老朽化が進んでいるところも増えてきており、用途廃止や新たな活用方法等を検討していく必要があります。

上水道については、良質な飲料水を安定的に提供できるよう、引き続き、施設・設備の改修と水質の保全に努めることが必要です。

施策の方針

４－１－１　様々な媒体を活用し、本町への移住・定住に関する情報や本町の魅力に関する情報を効果的に発信するとともに、空き家・空き地バンク制度の充実、空き家改修補助制度の周知・活用等により、県内外から本町への移住・定住を促進します。

また、移住交流センターを中心に、移住相談への対応や官民連携による移住後のフォローアップに努めるとともに、住宅リフォームの支援等により、町内への定住を支援します。

４－１－２　離農や相続等によって農地が耕作放棄地にならないよう、農業委員会を中心に、積極的な利用調整、農地集積を進めます。

また、町土の適切な利用と住環境整備の基礎となる地籍調査を推進するとともに、空き地や遊休地の有効活用を図ります。

４－１－３　町内の生活道路の維持管理と必要に応じた改良を計画的に実施します。

また、橋梁は、「橋梁長寿命化修繕事業計画」に基づき、定期点検を実施しながら、計画的・効率的な維持管理・修繕を進めていきます。

４－１－４　公営住宅の適切な維持管理に向けて、「上板町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的な修繕及び耐久性を向上するための改善を実施し、長寿命化とコスト縮減を図ります。

また、「上板町町営住宅再生計画」により、既存住宅ストックの有効活用を推進するとともに、管理戸数の整理・縮減を図り、新たな町営住宅の建設や入居者の居住安定のみならず、移住・定住の受皿として活用する等、社会ニーズを把握しながら新たな活用方法についても検討します。

４－１－５　「上板町空家等対策計画」に基づき、老朽危険空き家の問題や地域の環境問題、定住促進への活用等、空き家に関する様々な問題・課題に対して、総合的かつ計画的に取り組みます。

４－１－６　公園・広場の利用促進と安全性の向上のため、使用頻度の高い公園は遊具の整備・改良に取り組むとともに、地域と協力した維持管理に努めます。遊休化している公園は地域の意向を踏まえながら、再整備や用途変更等の対応を検討します。

４－１－７　安全・安心な水の安定的な供給に向けて、効率的な水道設備の改良（延命対策・耐震化を含む）を計画的に実施します。

また、定期的な水質検査の実施と水質の保全に努めます。

数値目標

指標名	現況値	目標値
県外からの移住相談対応件数（件/年）	10 件/年（R1 年度）	20 件/年（R8 年度）
移住者世帯数（世帯/年）	60 世帯/年（R2 年度）	120 世帯/年（R8 年度）
移住・定住者向け補助金制度利用者数（人／5 年）	―	20 人/5 年（R4-R8 年度）
空き家等意向調査の進捗率（%・累計）	92.0%（R2 年度）	100.0%（R8 年度）
活用された空き家バンク登録物件の件数（件/5 年）	6 件/4 年（H29-R2 年度）	10 件/5 年（R4-R8 年度）
町営住宅への転入者の入居数（件/5 年）	1 件/4 年（H29-R2 年度）	5 件/5 年（R4-R8 年度）

４－２　自然との共生

現況と課題

本町は、吉野川と阿讃山脈に囲まれ、きれいな水と豊かな風土に恵まれた、自然豊かな町です。これからも町民とともに、豊かな自然を適切に保全し、活用していくことが必要です。

ごみ処理については、町民の理解と協力を得ながら、分別の徹底と資源物の回収に取り組んできましたが、家庭からの可燃ごみの排出量は増加傾向にあります。このため、３Ｒ運動[※21]の啓発、家庭用生ごみ処理機の設置補助等を行いながら、町全体での可燃ごみの減量化・ごみの再資源化に取り組んでいく必要があります。

生活排水対策は、合併処理浄化槽の設置を中心に進めています。また、農業集落排水施設は、今後老朽化が進み維持管理費用の増加が予想されることから、ライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化を図ることが必要です。

公害や野焼き、不法投棄に関しては、関係機関等と連携し、啓発や調査・監視・指導等を行い、未然防止及び適切な対応に努めています。

また、世界的に環境保全の重要性が高まる中、本町では令和３年度に、「上板町地球温暖化対策実行計画」を策定し、町が行う事務事業で発生する温室効果ガス排出量の削減を進めています。

今後も、町民や事業者と協働し、本町の豊かな自然を守るとともに、ごみの減量化や再資源化、公害等への適切な対応、そして地球温暖化対策に取り組み、循環型社会の形成、カーボンニュートラルの実現を目指していくことが必要です。

施策の方針

４－２－１　町民や事業者と協働し、豊かな河川や山々等、本町の魅力である美しい自然を適切に保全するとともに、環境教育への活用等、自然の活用方法について検討します。

※21 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動。

４－２－２　ごみをできるだけ出さない循環型社会の形成に向けて、町民が分別しやすい環境を整備し、啓発活動・家庭用生ごみ処理機の設置補助等を行い、ごみ減量化を推進します。

また、広域的なごみ処理・処分体制、リサイクル体制の充実に努めます。

４－２－３　公共用水域の保全に向けた生活排水対策として、汚水処理構想等に基づき、単独浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を進めます。

また、最適整備構想に基づき、農業集落排水施設の適切な維持管理と長寿命化に努めます。

４－２－４　公害や野焼きの防止と早期解決を図るため、関係機関等と連携し、意識啓発や調査・監視、適切な指導等を行います。

また、不法投棄の防止と適切な対応を図るため、意識啓発に努めるとともに、ボランティア団体等と連携し、定期的な監視パトロールや適正処理対策に取り組みます。

４－２－５　上板町は、ゴーヤカーテンなどをはじめとして、カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた環境問題に対する取り組みに県内でもいち早く目を向けてきた自治体であり、今後も「上板町地球温暖化対策実行計画」に基づき、再生可能エネルギーへの転換や化石燃料からの脱却に向けた国の施策等にも注視し、住み続けられるまちづくりの取り組みを持続可能なものとします。

数値目標

指標名	現況値	目標値
１日１人当たりの生活系ごみ排出量（ｇ/人日）※22	614 g/人日（R2 年度）	623g/人日（R8 年度）
ごみのリサイクル率（%）※23	20.9%（R2 年度）	60.0%（R8 年度）
汚水処理人口普及率※※24	65.1%（R2 年度）	75.0%（R8 年度）

※22 環境省「一般廃棄物処理実態調査」参照。
※23 環境省「一般廃棄物処理実態調査」参照。
※24 汚水処理施設（下水道、農業集落排水、合併浄化槽等）の普及状況を表すもので、上板町における数値は農業集落排水施設等利用人口と合併浄化槽等利用人口の合計人口を総人口で除して求めた数値。

４－３　防災対策の充実

現況と課題

近年、わが国では、地震や大雨、火山の噴火等による大規模災害が相次いで発生しており、人々の安全・安心に対する意識が一層高まってきています。

本町及び周辺地域においては、近い将来に発生が予測されている南海トラフ巨大地震や、台風の大型化・線状降水帯の発生により西日本を中心に頻発している大雨災害の発生が懸念されており、これらへの備えの充実が強く求められています。

本町では、防災対策の総合的な指針である「上板町地域防災計画」を適宜見直すとともに、「上板町業務継続計画」や「上板町国土強靱化地域計画」をはじめとする防災関連の各種計画の策定、各種マニュアル、ハザードマップ等の整備を行い、災害発生時を想定した様々な防災・減災対策に取り組んでいます。

また、地域防災の要である消防団の充実強化や自主防災組織の育成、防災行政無線のデジタル化、さらには木造住宅の耐震化の支援など、ハード・ソフト両面からの体制整備を進めています。

自然災害から自分自身を守るためには、町民一人ひとりの意識と行動が重要であることから、各支部を母体とした自主防災組織の育成を重点にしながら、町一体となった防災・減災体制の充実強化に取り組んでいく必要があります。

施策の方針

４－３－１　近年の大規模災害の教訓や、これらに対する国・県の動向、本町の地域特性を十分に踏まえ、「上板町地域防災計画」をはじめ、「上板町業務継続計画」や「上板町国土強靱化計画」、「上板町受援計画」、各種マニュアル、ハザードマップ等の必要に応じた見直しを行います。

４－３－２　日頃からの防災訓練の実施や各家庭への防災意識の高揚、防災設備の充実、迅速な避難体制の構築等に努め、総合的な防災体制の強化を図ります。

４－３－３　町民や地域と協働して災害時の“自助”と“共助”、“相互扶助”による地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織の活動支援や組織間の連携強化等に取り組みます。

また、高齢者や障がい者等の避難に支援を要する町民の支援体制の充実を図ります。

４－３－４　消防団の充実強化に向けて、団数と団員数の維持、団員の資質・能力の向上を促進するとともに、消防資機材の充実を図ります。

４－３－５　地震による建築物等の倒壊による被害を防ぐため、木造住宅等の耐震改修や危険性の高いブロック塀の撤去等に関する支援を行います。

４－３－６　町内では何十年も発生していないものの、森林火災の被害抑制に向けて、「水土保全林」の維持と町民への情報提供を行います。

数値目標

指標名	現況値	目標値
自主防災組織の結成率（％・累計）	81.0％（R2 年度）	100.0％（R8 年度）
自主防災組織連絡協議会の開催回数（回/年）	1 回/年（R1 年度）	1 回/年（R8 年度）
消防団員の充足率（％）	92.7％（R2 年度）	100.0％（R8 年度）
住宅の耐震化率（％・累計）	70.1％（R2 年度）	100.0％（R8 年度）

４－４　交通安全・防犯対策の充実

現況と課題

近年、交通事故発生件数や交通事故死傷者数は全国的に減少傾向にありますが、高齢化が進む中、交通事故死傷者数に占める高齢者の割合が年々高くなってきており、その対策が求められています。

また、全国的に子どもが被害者となる凶悪犯罪や、高齢者等が被害者となる悪質商法や特殊詐欺等が後を絶たず、犯罪からの安全性の確保が重視されています。

本町の交通安全対策としては、「上板町交通安全対策協議会」と連携して、交通事故死亡者ゼロに向け、各幼稚園、小・中学校、高齢者などを対象とした交通安全教室や講習会の開催、キャンペーンの実施、年２回の交通安全施設点検等を行っています。

防犯対策は、「上板町防犯推進委員協議会」を中心に、商業施設やイベントの機会を活用した防犯啓発活動等を実施しています。また、地域が主体になった青色防犯パトロールも実施されています。

今後も、支部等と連携し、効果的な交通安全活動を推進するとともに、町民の防犯意識の高揚と地域における防犯体制の強化に取り組むことが必要です。

施策の方針

４－４－１　交通環境の安全性の向上と交通事故死亡者ゼロのまちづくりに向けて、「上板町交通安全対策協議会」と連携して全町民の交通安全意識の一層の向上を図るとともに、交通安全施設の定期点検・改修等を実施します。

４－４－２　犯罪被害のない明るいまちづくりに向けて、「上板町防犯推進委員協議会」を中心に、警察等と連携しながら、小学校での防犯パレードや町内での防犯啓発活動、防犯パトロール活動等を引き続き実施します。

また、インターネットを介した犯罪の防止に向けて、警察や学校等と連携し、相談・啓発活動を行います。

４－４－３　町民が悪質商法や特殊詐欺の被害に合わないよう、高齢者を中心とした意識啓発や相談対応、特殊詐欺対策機器の貸与を行います。

数値目標

指標名	現況値	目標値
交通事故件数（件/年）	25 件/年（R2 年度）	0 件/年（R8 年度）
高齢者が関与する事故率（%）	27.1%（R2 年度）	0.0%（R8 年度）

第５章　協働によるまちづくり

５－１　協働の推進

現況と課題

社会・経済情勢の変化に伴い、ますます増大・多様化する行政ニーズに的確かつ柔軟に対応しながら、自立した自治体を創造し、将来にわたって持続させていくためには、住民・団体・地域等と行政とが、情報を共有し、役割を分担しながら、協働してまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。

本町では、地域自治組織として、町内に 145 の支部（令和２年度現在）が結成されています。

各支部では、それぞれに行事や環境美化、防災等、様々な活動を行っています。

また、町内ではボランティア団体や自主グループが福祉、文化・スポーツ、環境分野を中心に活動しており、町からも様々な支援を行っています。

今後は、支部活動やボランティア活動を通じて、町民一人ひとりの“自助”、“共助”、“相互扶助”の意識高揚を図りながら、町民主体による活動を全町に広げていく必要があります。

施策の方針

５－１－１　支部の結成を促進するとともに、支部の運営や地域づくりに関する助成制度等を活用し、支部活動の活性化と支部間の交流・連携強化を図ります。

また、支部長のリーダー意識の高揚や地域の新たなリーダーの育成を図り、支部による主体的な活動の拡大を促します。

５－１－２　地域が抱える課題の解決に向けて、支部・団体、町民の“やる気の後押し”を推進することにより、地域の特色を活かしながら、地域とともに必要な事業を検討・実施していきます。

５－１－３　“自助”、“共助”、“相互扶助”の意識高揚を図るとともに、ボランティア活動や町民一人ひとりが行う様々な地域活動等、地域に貢献する町民の主体的な活動の活性化に向けた取組を推進します。

５－１－４　協働のまちづくりの実現に向けて、町ホームページや広報等を利用した積極的な行政情報の発信を図るとともに、テレビのデータ放送など新たな情報発信手段の検討に努めます。

数値目標

指標名	現況値	目標値
支部結成率（%・累計）	68.9%（R2 年度）	100.0%（R8 年度）
まちづくり関連団体の登録件数（団体）	34 団体（R2 年度）	40 団体（R8 年度）

５－２　効率的な行財政

現況と課題

地方分権・地方創生も新たな段階に入り、今後、自治体には、自らの地域の未来を自らで決め、具体的な施策を自ら実行していくことができる行財政力が一層強く求められます。

本町ではこれまで、５次にわたる行政改革大綱の策定のもと、行財政改革を積極的に推進し、行財政の効率化を進めてきました。これからも、行政改革大綱及びこれに定める「中長期財政計画」に基づき、健全な行財政運営を進めていく必要があります。

また、全国的な傾向と同様、本町においても公共施設等の老朽化が進行しており、この更新等が大きな課題となっています

これに対応するため、本町では、平成 28 年度に「上板町公共施設等総合管理計画」、令和２年度に「上板町公共施設等個別施設計画」を策定し、公共施設等の適切なマネジメントに取り組んでいます。

行財政運営の状況は、町政報告会や懇談会の場、広報や町ホームページを通じて、町民への公表を徹底しています。また、町役場に「ご意見箱」を設置し、町民のニーズを的確・迅速に把握するように努めています。

今後は、ますます複雑化すると予測される社会・経済情勢と、多様化する町民のニーズに対応し、自立可能・持続可能な行財政運営を行うことが求められます。そのためには、事務事業の効率化や職員の能力・資質の向上、行政のデジタル化の推進、周辺市町村との連携強化等、さらなる行財政改革を積極的に推進していくことが必要です。

施策の方針

５－２－１　『まちに藍・ひとに愛・助け合いのまち　上板』の実現に向けて、町民のニーズを適切に把握しながら、“選択と集中”の観点のもとで、優先度の高いものから施策・事業を着実に推進します。

また、事業実施にあたっては、「ＰＤＣＡサイクル」の考え方による評価と改善を行います。

５－２－２　さらなる行財政改革を計画的に進めるため、「第５次上板町行政改革大綱」等の指針の見直しを行います。

５－２－３　効率的な行政の推進に向けて、柔軟な組織体制の構築と職員配置の適正化、人事評価制度の活用や研修の充実による職員の能力・資質の向上、事務事業の見直し、近隣市町村や県との事務事業の広域化等を実行します。

５－２－４　自治体ＤＸ[※25]を推進するため、基幹系情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化を進めるとともに、ＡＩやＲＰＡ[※26]の導入等についても検討していきます。

５－２－５　公共事業の実施にあたっては、指定管理者制度や民間委託等に加えて、地域や町民との「協働」による手法の導入を進めます。

また、事業費削減だけでなく、民間の優れた技術や地域組織・人財の活用により、町民サービスの向上を図ります。

５－２－６　町財政の健全化に向けて、経費全般の見直しとともに、町民の理解と協力のもとでの町税等の徴収強化、保険料等の収納率の向上、利用者負担や施設利用料の見直し等に取り組みます。

また、「上板町公共施設等総合管理計画」及び「上板町公共施設等個別施設計画」に基づき、公共施設等の適切な維持管理、再編・更新を進めます。

５－２－７　ふるさと納税・企業版ふるさと納税について、寄附者の増加に向けた取組を進め、まちづくりの財源として有効活用していくとともに、関係人口の増加につなげていきます。

数値目標

指標名	現況値	目標値
実質公債費比率（%）	6.2%（R2 年度）	6.0%（R8 年度）
マイナンバーカード交付率（%）	32.6%（R3 年 11 月末）	70.0%（R8 年度）
町税徴収率（%）	95.3%（R2 年度）	96.0%（R8 年度）
ふるさと納税額（万円/年）	約1,650 万円/年(R2 年度)	2,000 万円/年（R8 年度）

※25 自治体デジタル・トランスフォーメーション。住民の利便性の向上や業務の効率化等に向けたデジタル技術の活用による行政サービスの改革。

※26 Robotic Process Automation の略。ロボットにより業務を自動化する仕組み。

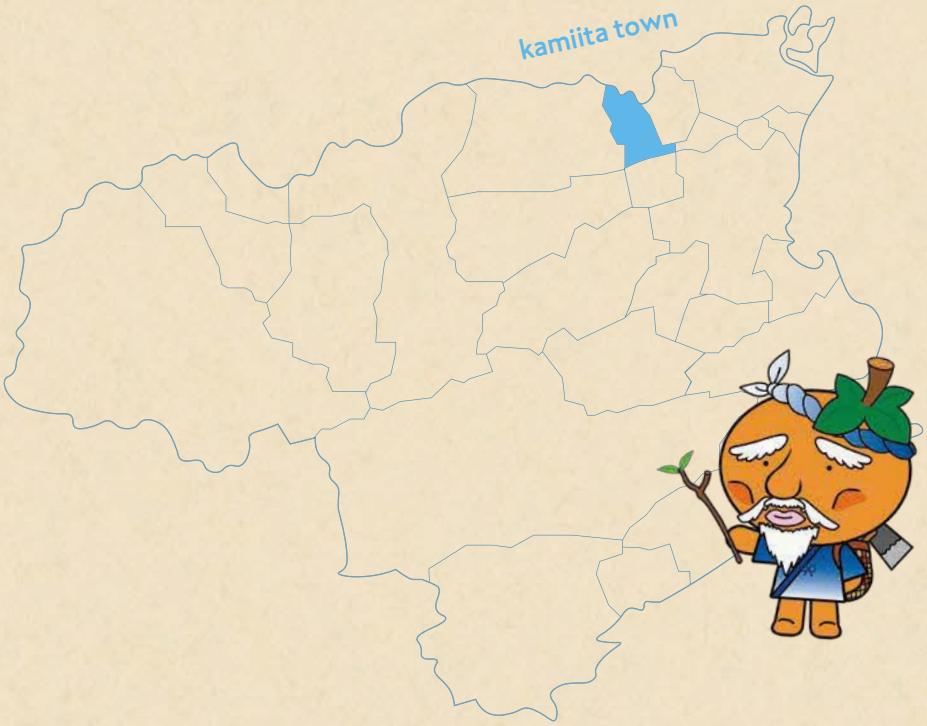

第3次 上板町総合計画 後期計画

発行／徳島県板野郡上板町
〒771-1392
徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地
TEL：088-694-3111　FAX：088-694-5903